

『万葉集』卷十七・三九三二歌「海邊都祢佐良受」試論

大石 真由香

はじめに

須麻比等乃海邊都祢佐良受 夜久之保能可良吉戀乎母
安礼波須流香物

『万葉集』卷十七・三九三二歌は、平群氏女郎が越中守大伴家持に贈った十二首の歌の二首目である。^{〔1〕}漢字本文は諸本に異同がなく、訓も仙覚以来、ほぼ定まっている。しかしながら、当該歌第二句「海邊都祢佐良受」の「海邊」は、仙覚が訓を「ウミヘ」に統一するまで、様々に訓がゆれた状態で受容されてきた。以下に諸本の「海邊」の訓をあげる。

I ウミヘ……細、宮、西、温、陽、矢、京（左に緒「ハ

マ）、附、寛

II ハマ……元（右に緒「ウラ」

III ハマへ……類、古

IV ハマハ……広

V ウナヒ……紀

仙覚本系の墨訓で、朱の合点のない歌は概ね古点と考えられている。当該歌には西本願寺本等の仙覚本に朱の合点がないため、「ウミヘ」の訓は古点と考えられる。次点本である元暦校本、類聚古集、古葉略類聚鈔、広瀬本、及び京大本代緒書入では「ハマ」「ハマヘ」または「ウラ」などと訓じている（広瀬本の「ハマハ」は「ハマヘ」からの転である可能性が高い）。次点では古点の「ウミヘ」に対し、訓の可能性が様々に試みられたことが窺われ

る。

仙覚以来の定説通り「ウミヘツネサラズ」と訓んだ場合、句中に単独母音を含まない字余りとなる。結句以外の七音句では、句中に単独母音を含んでもなお字余りを生じない例のほうが多く、当該歌のような例は、例外的とまでは言えないものの比較の珍しい。このことについて現代の注釈書は、新日本古典文学大系の当該歌注に「第二句は字余りであるが、他に適切な訓がない。」とある他には言及がない。

本稿は、当該歌の「海邊」の訓について字余りの問題を解消するため、次点本のうち、元暦校本の「ハマ」または「ウラ」の訓に立ち返るべき可能性について考察するものである。

一、集中の「海邊」の訓について

『万葉集』中「ウミヘ」を仮名書きした例は卷十八・四〇四四歌の、

波萬へ余里和我字知由可波 **字美邊** 欲理 牟可倍母許奴可
あまへよりわがうちゆかば **うみみへ** かり 牟かへもこぬか
安麻能都里夫祢

の一例のみである。卷十八の目録によれば、大伴家持の歌である。この例は、作者が自らのいる岸を「ハマヘ」と言い、海の方から海人の釣り船が迎えに来てくれないかと詠んだものである。この場合の「ウミヘ」は陸地から海を見て言ったものと考えられる。

一方、訓字「海邊」の例は当該歌の他に以下の五例がある。

…… 鯨魚取 **海邊** 乎指而 和多豆乃 荒磯乃上尔 香青生
いさなとり **うみへ** をさして にかたづの ありそのうへに かあつくおる
たまもれあつし **うみへ** はふる かぜこそよせの ゆまはふる なみこもよれ
玉藻息津藻 朝羽振 風社依米 夕羽振流 浪社来縁……

(卷二・一三一・柿本人麻呂)

…… 勇魚取 **海邊** 乎指而 柔田津乃 荒磯之上尔 蚊青生
いさなとり **うみへ** をさして にかたづの ありそのうへに かあつくおる
たまもれあつし **うみへ** はふる かぜこそよせの ゆまはふる なみこもよれ
玉藻息都深 明来者 浪己曾来依 夕去者 風己曾来依……

(卷二・一三八・柿本人麻呂)

朝波 **海邊** 尔安左里为 暮去者 倭部超 腐四乏母
あしたは **うみへ** に あさりし 暮ふされば やまごへもかりしともし
朝波 **海邊** 尔安左里为 暮去者 倭部超 腐四乏母

(卷六・九五四・膳王)

君之由久 **海邊** 乃夜杼尔 奇里多々婆 安我多知奈氣久伊
きみがゆく **うみへ** のやとに ありたたば あがたちなげく
君之由久 **海邊** 乃夜杼尔 奇里多々婆 安我多知奈氣久伊
きとしりませ 伎等之理麻勢

…… 父母尔 啓别而 離家 **海邊** 尔出立……
ちちははに けりわかて、いさかり **うみへ** にいでたち

(卷十九・四二一・大伴家持)

これら五首中の「海邊」を含む句はいずれも七音句で、字余りを起こさないものが三例、句中に単独母音を含む字余りが二例であり、いずれも訓に問題はない。⁵⁾ 語の意味としては、一三一・一三八歌は、沖から岸の方に向けて風や波が寄せるというので、「ウミへ」は沖から見てより陸地に近い場所を指すことになる。藻が生える場所であるので、具体的には海と陸地との境の海側であろうが、この場合は広く陸地付近を指すと考えて問題ないだろう。九五四歌の「ウミへ」は朝、雁が漁りする場所として詠まれる。「夕されば大和へ越ゆる」と対句的に詠まれていることから、海上だけでなく、日中の雁の生活の場としての海の近くを広域的に指すものと考えられる。三五八〇歌の「ウミへ」は旅中に宿りする場所であるため、陸地である。しかし、その「ウミへ」は必ずしも海岸線沿いを想定しなくてもよいのではないか。例えば、現代語で「海辺の町」と言った時には海岸線沿いの浜辺や磯にあたる場所だけではなく、漁などで生計を立てているその集落全体を指す。同じようにこの場合、作者の視点より海に近い土地を広域的に指したものと考えられる。四二二一歌の場合も同じく、菟原処女が家を出て「出で立つ」場所であるので、作者の視点より海に近い陸地を指すだろう。集中の用例から、「海邊」の語は海岸線や波打ち際のような具体的な場

所のイメージを持つものではなく、海の近く・海の方向を広域的に指す言葉であると言える。

次に、当該歌における「海邊」の訓を考えるにあたり、これら五首の古写本の訓もあげておきたい。

・鯨魚取 **海邊** 乎指而 (卷二・一三二)

I ウナヒ……細 (朱)、宮 (朱)、温、陽 (青)、矢 (青)、

近 (青)、京 (青) / 左に緒「アマへ」、附、寛

II アマへ……元 (朱)、紀、天、広

III ウミへ……西

・勇魚取 **海邊** 乎指而 (卷二・一三八)

I ウナヒ……細 (朱)、矢 (青)、近 (青)、京 (青) / 左に緒

「ウミへ / アマへ」、附、寛

II アマへ……元 (朱) / 右に緒「ウミ」

III ウミへ……紀 (右に「アマイ」、西「ウミ」元青)、温、

陽、広 (右に「アマ」)

・**海邊** 尔安左里為 (卷六・九五四)

I ウナヒ……陽 (ナヒ) 青、矢 (ナヒ) 青、京 (ナ

ヒ) 青 / 緒にて「ナヒ」を消し、右に「ミ

へ」、附、寛

II ウミへ……元、類、紀、細、宮(左に「ウナヒイ」、西
III ウ ……温

IV ウミへ……広(「ミ」の左に「ナ」)

●海邊 乃夜籽尔(卷十五・三五八〇)

I ウミへ……類、細、宮、西、温、陽、矢、京、広、附、
寛

II ウナヒ……紀

●海邊 尔出立(卷十九・四二二)

I ヘタ……細(朱)、宮(朱)、西、陽、温、文、矢、近、
京、附、寛

II ハマヘタ……元(楮)

III ウナヒ……紀

IV ウミ……広(但し本文「邊」なし)

卷二、卷六の三首は、仙覚寛元本、文永三年本系で「ウミへ」「ウナヒ」の二訓でゆれていたものを、文永十年本で「ウナヒ」に統一している。卷十五・三五八〇歌は次点本を引き継ぎ、「ウミへ」としている。^⑤卷十九・四二二歌のみ仙覚系諸本で「ヘタ」と訓む。「ウミへ」「ウナヒ」等と訓むことができたにもかかわらず、この歌だけ「ヘタ」と訓んでいるのは、字余りを避

けたものと思われる。「ヘタ」とは端の意で、海などの水際を指す用例のみがある。^⑥集中の用例は「淡海之邊多」(卷十二・三〇二七)の一例のみである。「奥(沖)」に対し、岸近くを意味している。

次点本の訓を見ると、「海邊」に対しては通常「ウミへ」または「アマへ」の訓を当てている。当該歌のように「ハマ」「ハマへ」「ウラ」などと訓むのは異例である。逆に言えば、次点本では「海邊」を「ウミへ」または「アマへ」と訓むことが常であったところを、当該歌に限ってあえて「ハマ」「ハマへ」、あるいは「ウラ」といった訓が試みられたのである。元暦校本に關して言えば、九五四歌を「ウミへ」、四二二歌を「ハマヘタ」と訓んでいることから、当該歌に關しても字余りを避けた結果の訓とは言えないだろう。次点の時代に、当該歌の「海邊」を「ウミへ」「アマへ」と訓まず、積極的に「ハマ」「ハマへ」または「ウラ」と訓む理由があつたに違いない。

後世の歌集において「ウミへ」で塩を焼くという例は、私見の限り『万葉集』の当該歌から採られた、

須磨人のうみべつねさらず やくしほの からきこひをも
われはするかな
(歌枕名寄・卷十五・四二二・贈磨)

の一首のみである。一方、「ウラ」で塩を焼くという例は、

浦ちかくたつ秋ぎりはもしほやく煙とのみぞ 見えわた
りける (後撰集・巻六・秋中・二七三・よみ人しらず)

すまのうらにやくしほがまのけぶりこそはるにしられ

ぬかすみなりけれ (詞花集・巻九・雑上・二七三・源俊賴)

こぬ人をまつほのうらのゆふなぎにやくやもしほの身

もこがれつつ (新勅撰集・巻十三・恋三・八四九・藤原定家)

など、勅撰集にも多く詠まれる。また、「ハマ」や「ハマへ」で塩を焼くという例も、下記のように平安・鎌倉期に見られる。

から国のよそのはまべに焼く塩の思ひはるけき 我や何
なる (統後拾集卷十一・恋一・六三八・壬生忠岑)

なみかぜのたえず吹きあげの はまなればうらなき君ぞ

もしほやきける (輔親集・一八)

しほやかぬしがの はま それもなほからき思ひに年や

へぬらむ (壬三集・一八三八・藤原家隆)

塩焼きの場を「ウミへ」ではなく「ハマ」「ハマへ」または

「ウラ」とすることによって、そこで塩焼きをする海人の姿を鮮明にイメージできる歌になるという意識が次点本の訓点者にあつたのではないだろうか。当該歌の「海邊」を「ハマ」または「ウラ」と訓む可能性は、検討する価値がありそうに思われる。

二、塩焼きの場について

当該歌は、塩焼きの場として「海邊」が詠まれている。「万葉集」では、塩焼きの場としてどのような場所が詠まれているのか、確認しておく。

集中、塩焼きの場が詠まれた歌は当該歌を除き十二首ある。地名としては「志賀」が五首と最多で(巻三・二七八、巻七・二二四六、巻十一・二六二二、二七四二、巻十五・三六五二)、うち、

志賀の海人の火気焼き立てて 焼く塩の辛き恋をも 我は
するかも (巻十一・二七四二・石川君子か)

志賀の海人の一日もおちず 焼く塩の辛き恋をも 我はず
るかも (巻十五・三六五二・道新羅使人)

の二首は当該歌の類歌である。当該歌はこれら類歌の型を踏ま

えたものと考えられている（佐佐木信綱「評釈万葉集」、橋本達雄「万葉集全注」、阿蘇瑞枝「万葉集全歌講義」など）。次に、「須磨」が当該歌を除き二首（巻三・四一三、巻六・九四七）で、いずれも「須磨の海人の塩焼き衣」と詠まれる。他はすべて、

やすみしし我が大君の神ながら高知らせる印南野の大
海の原の荒たへの藤井の浦に鮪釣ると海人舟騒ぎ塩
焼くと人そさはにある浦を良みうべも釣はず浜を良み
うべも塩焼くあり通ひ見さくも著し清き白浜

（巻九・九三八・山部赤人）

のように、「○○の浦」「○○が浦」の形で「ウラ」が詠まれる（巻一・五「網の浦」、巻三・三五四「楓の浦」、三六六「手結が浦」、巻六・九三五「松風の浦」）。ただし、固有の地名を含まず、「ウラ」単独で用いられる例を見ると、

……漕ぎ回むる浦のことごと行き隠る島の崎々隈も置
かず思ひそ我が来る旅の日長み（巻六・九四二・山部赤人）
藤波の花の盛りにかくしこそ浦漕ぎ回つつ年にしのは
め（巻十九・四一八八・大伴家持）

など、「船で漕ぎ出す場所」として詠まれる、海上を意味する語である（他に巻七・二二〇〇、巻十五・三六二七など）。

一方、「ハマ」の例を見ると、

……浜に出でて海原見れば白波の八重折るが上に海人
小舟はららに浮きて……（巻二十・四三六〇・大伴家持）
白波の寄せる浜迎に別れなばいとすべなみ八度袖振
る（巻二十・四三七九・大舍人部麻呂）

など、「海が見える場所」「波が寄せる場所」として詠まれるものがある（他に巻十七・三九九四、巻二十・四四二一など）。また、

白波の浜松が枝の手向くさ幾代までにか年の経ぬらむ
へに云ふ「年は経にけむ」（巻一・三四・川島皇子或は山上憶良）

という例もある。初句「白波の」は、枕詞的に「浜」にかかっていく。「ハマ」とは波が打ち寄せる場所である、という一般的な認識があったことが分かる。さらに、

……八島国 百舟人の 定めてし 敏馬の浦は 朝風に 浦波
騒き 夕波に 玉藻は 来寄る 白砂しらなご 清き浜辺きよきなべは 行き帰りに 見
れども飽かず……
(卷六・一〇六五・田辺福麻呂歌集)

相模道の 余綾の 浜の 砂すななす 児らはかなしく 思はるる

かも

(卷十四・三三七二)

のように、砂地であることを「ハマ」の性質として表現したのもある(他に卷四・五九六・卷七・三九三)。したがって、「ハマ」は「海(または湖)に隣接した砂地」を指すものであると言える。

「ウラ」の語は「○○の浦」「○○が浦」の形で固有名詞として使われることが多いが、一般名詞としての「ウラ」は、先にあげた卷九・九三八歌「浦を良みうべも釣はず 浜を良みうべも塩焼く」からも分かるように、船出して釣りをする場所、つまり海上である。九三八歌に詠まれる「藤井の浦」は、「ウラ」(海上)で釣りをし、「ハマ」(陸地)で塩を焼く地であった。固有名詞の「○○の浦」「○○が浦」は、海上を意味する「ウラ」を中心とした一帯の地域を包括的に言うものであったと考えられる。さらに、固有の地名を除き、塩焼きの場が具体的に詠まれた例は九三八歌のみである。ここに「ウラ」と「ハマ」が対

比して用いられるのを見れば、塩焼きの場は陸地であるべきであり、それは海に隣接した砂地である「ハマ」が選ばれるべきであると言える。

三、和語「ハマ」の漢字表記について

ここで、訓字「海邊」を「ハマ」と訓むことが訓詁として有り得るのかどうかを考えておかななくてはならない。和語「ハマ」にはどのような漢字表記の可能性があるのだろうか。

『倭名類聚抄』(元和古活字本)巻一に「濱 唐韻云、濱、水際也。音賁「和名波萬」。」とある。観智院本『類聚名義抄』(法上)には「濱 上賁キハキシナキサ ハマスハマ ホトリソコソヒ ホトリセリ」とある。『新撰字鏡』(天治本)には「濱マヅ又文反、平、水涯也。水支波、又伊曾、又波万。」とある。ここから、上代における和語「ハマ」に対応する漢字表記としてはまず「濱」「濱」が考えられる。

次に、上代文献において「ハマ」の仮名表記と、それに対応する漢字表記が同一箇所に見られる例をあげる。¹⁰⁾

於_レ是化_二八尋白智鳥_一、翔_レ天而向_レ濱_三飛行。〔智字以音。〕

〔中略〕又飛居^二其磯^一之時歌曰、

波麻都知登理 波麻用波由迦受 伊蘇豆多布

〔景行記・倭建命の薨去〕

古老曰倭武天皇巡幸海邊一行至乘濱于時濱浦之上多乾海苔〔俗云乃理〕由是名能理波麻之村〔以下略之〕

〔常陸國風土記・信太郎〕

從郡西南近有河間謂信筑之川源出自筑波之山從西流東經歷郡中入高濱之海〔以下略之〕

〔中略〕况乎三夏熱朝九陽煎夕嘯友率僕竝坐濱曲

騁望海中〔中略〕詠歌云〔多賀波麻爾支與須留奈彌乃意支都奈彌與須止毛與良志古良爾志與良波又云多賀波麻乃志多賀是佐夜久伊毛乎古比川麻止伊波波夜志古止實志川毛〕

〔常陸國風土記・茨城郡〕

老翁曰、勿復憂。吾當爲汝計之、乃作無目籠、内彦火出見尊於籠中、沈之于海。即自然有可憐小汀。〔可憐、此云于麻師。汀、此云波麻。〕

〔神代紀下・第十段〕

故之能字美能 信濃〔濱名也〕乃波麻乎由伎久良之奈我伎
波流比毛 和須礼豆於毛倍也 〔卷十七・四〇二〇・大伴家持〕

上代文献から見れば、和語「ハマ」を漢字表記する際に使用される主な漢字は「濱」であり、他に「汀」も使われたことが分かる。〔常陸國風土記〕には、天皇が「海邊」を行幸した時に「乘濱」に至ったことが記されているが、ここに言う「海邊」が即ち「ハマ」を指しているとは考えがたい。このことから、「海邊」を正訓字として「ハマ」と訓ませることは難しい。そこで、義訓としての可能性を考えてみたい。

まず、漢籍における「濱」の字義を確認しておく。〔篆隸万象名義〕には「濱 補民反、涯也。卑辰反、水涯、瀕。同上、外也、厓也。」「大廣益會玉篇」には「濱 備辰切、涯也。」「とある。また、「一切経音義」(玄應撰)所引「字林」には、「濱、水崖也。』とある。『濱』は水辺、水のほとりを指す字ということになる。しかし、実際の使用例を見ると、『尚書』(禹貢・夏書)に「厥土白墳海濱廣斥」とあり、孔伝に「濱、涯也。』とある。また、『方言』卷十の「噴」の項目に「江濱謂之思」とあり、郭璞注には「濱、水邊也。』とある。『濱』の字義については「涯」「水邊」と説明されているが、この「海濱」「江濱」はいずれも

文脈上、海や河の周辺地域・流域の土地を指しており、「水のほとり」「水辺」という言葉から現代日本人が想起するものよりはかなり広い範囲を指していると考えられる。

一方、「邊」については、「説文解字」に「邊 行、垂、崖也。」「篆隸万象名義」に「邊 補賢反、近也、垂也、厓也、方也、偏也、倚也。」「大廣益會玉篇」に「邊 補眠切、畔也。邊、境也。」とある。「崖」や「厓」は「濱」の説明にも用いられる字である。「方言」の注に「濱、水邊也。」とあることから、「濱」の字義は「(水)邊」に近接すると考えられる。

『万葉集』をはじめとする上代文献では、「ハマ」の訓字表記として主に「濱」の字が用いられるが、本来の漢語「濱」は、海・湖の波打ち際の砂地を表す和語「ハマ」とは異なり、水辺の地域を広く指し示す語であり、「水邊」に近いと言える。また、上代文献には下記のような例が見える。

及將歸去、豊玉姫謂天孫曰、妾已娠矣。當産不久。妾必以風濤急峻之日、出到海濱。請爲我作産室相待矣。(中略)後豊玉姫、果如前期、將其女弟玉依姫、直冒風波、來到海邊。

(神代紀下・第十段)

先是且別時、豊玉姫從容語曰、妾已有身矣。當以風濤

壯日、出到海邊。請爲我造産屋以待之。是後、豊玉姫果如其言來至。(中略)所以兒名稱彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊者、以下彼海濱産屋、全用鸕鷀羽爲草葺之、而葺未合時、兒即生焉故、因以名焉。

(神代紀下・第十段(一書第二))

以上の二例は、いずれも豊玉姫の出産の場面を描いたものである。豊玉姫のために作る産屋の場所について、どちらの例も「海濱」「海邊」の二種の表現を用いている。前者は、豊玉姫が「必ず「海濱」に行くので、そこに産屋を作って待っていてほしい」と言い、実際に「海邊」に来たという。後者は、豊玉姫が「海邊」に行くので、そこに産屋を作って待っていてほしい」と言い、実際に現れたという。そして、その「海濱」の産屋で、葺が未完成のうちに子が誕生したために、その子が「鸕鷀草葺不合尊」と名付けられたという話が紹介されている。この二例における「海濱」「海邊」が同一の場所を指していることは明らかであり、この二つの表記は代替可能なものであったと考えられる。

では、和語「ハマ」を「海濱」「海邊」と表記することは可能であろうか。『万葉集』の歌中には「海濱」の表記はない。しか

し、次にあげる一例がある。

おのづから
大浦之 ちのながはし
其長濱 に
縁流浪 はらふらみ
寛公平 をとおしつら
念比日
〔大浦者遠江國
之海濱名也〕
(巻八・二六一五・聖武天皇)

「長濱」という「ハマ」を持つ「大浦」を「海濱」であると説明している。前章で論じたように、固有名詞としての「○○の浦」は、「ウラ」を中心として陸地である「ハマ」をも包括した一帯の地域を指すが、この場合、歌中に「長濱」が詠まれていて、ここに言う「海濱」は特に「ハマ」を指したと捉えてよいのではないだろうか。和語「ハマ」を「海濱」の表記で説明した一例である。さらに、「風土記」逸文には下記の例が見える。

皇后到攝津國海濱北岸廣田郷今號廣田明神是也故
號其海邊曰御前澳曰御前澳

(撰津國風土記逸文・本朝神社考二)

この「風土記」の例は、摂津の「海邊」を「御前濱」と名付けたという地名起源説話である。逸文のため、あくまで参考ではあるが、「濱」の字によって表記される和語「ハマ」が、即ち

「海邊」であることを示す資料としては有効なものであろう。

これらの例から、和語「ハマ」を「海濱」と表記することは可能であり、さらにそれは「海邊」と代替可能であると考えられる。以上のことから、当該歌第二句「海邊都祢佐良受」を「ハマツネサラズ」と訓むことは可能であろう。

おわりに

ここまで、「海邊都祢佐良受」を「ハマツネサラズ」と訓むことの可能性について論じてきた。『万葉集』中の「ハマ」「ウラ」の用例を考察し、塩焼きの場としては「ハマ」がふさわしいことが分かった。また、和語「ハマ」は通常「濱」と表記されるが、漢語「濱」は和語「ハマ」より指し示す範囲が広く、その義は「水邊」に近接すること、和語「ハマ」の表記として「海濱」も可能であること、「海濱」と「海邊」が代替可能なものとして扱われていることから、当該歌の「海邊」を「ハマ」と訓むことは可能であろうと結論づけた。

ここで当該歌に立ち戻り、「ウミへ」と訓んだ場合と「ハマ」と訓んだ場合の解釈の相違について考えておきたい。第一章で述べたように、「ウミへ」は広域的に海の近く・海の方を言う

語である。沖から見た陸地付近の海を指すこともあれば、作者の視点より海に近い陸地を広く言う場合もある。当該歌第二句を「ウミヘツネサラス」と訓んだ場合、この「ウミヘ」は、そこに住む須磨人の生活の場を言うことになると考えられる。

「ツネサラス」は集中他に例がないが、「サラス(又)」を用いた歌には当該歌と類似する趣向のものが見られる。

明日香川 川 澁 去らず 立つ霧の 思ひ過ぐべき 恋にあらなくに
(巻三・三三五・山部赤人)

夕されば み山 を去らぬ 布雲の あぜか絶えむと 言ひし児
ろはも
(巻十四・三五一一)

この二例はいずれも、上三句が恋の思いや二人の関係の絶えないことを起こす序となっている。譬喩に用いる題材は「霧」「雲」といった自然現象であり、「サラス(又)」は視覚的にそれが同じ場所に留まっている状態を言う。それによって恋の思いや二人の関係がいつまでも変わらないことを導いているのである。当該歌の場合も同じように、おそらく海人であろう須磨人が、文字通り常に二地点——ハマ——に留まって塩を焼き続けている状態を想定して言ったものであろう。先にあげた類歌「一日も

おちず 焼く塩の」(巻十五・三六五二)に見える日々の繰り返しをさらに発展させ、「常去らず」、つまり四六時中、一地点に留まっていると表現することによって、「辛き恋」が常に続いている状態を描き出すことになる。「海邊」を、塩焼きによって生計を立てている須磨人の生活の場とするのでは、焦点がブレてしまう。そういう意味で、字余りの問題に留まらず解釈の上でも、「ウミヘ」という広域を指す語ではなく、「ハマ」という限定的で視覚的にイメージできる語を選択するのが当該歌の歌意にかなっているのではないだろうか。

本稿は、当該歌第二句「海邊都祢佐良受」の字余りの問題を解消すべく、その試みとして一案を示すものである。

〔注〕

(1) 本稿における歌の掲出は、特に断らない限り塙本(CD-ROM版)による。

(2) ひらがな訓とカタカナ訓の区別はせず、すべてカタカナで示す。写本の略称は「校本万葉集」に従う。即ち、元暦校本(元)、類聚古集(類)、古葉略類聚鈔(古)、紀州本(紀)、天治本(天)、細井本(細)、神宮文庫本(宮)、西本願寺本(西)、温故堂本(温)、金沢文庫本(文)、陽明本(陽)、大矢

本(矢)、近衛本(近)、京大本(京)、広瀬本(広)、活字附訓本(附)、寛永版本(寛)である。以下、すべて同じ。

(3) 字余りの法則として現在有力視されている毛利正守氏の説(「サネ・カツテ」再考)「万葉」一〇二号 一九七九年十二月)には第一則から第五則までであるが、当該歌はその第二則にあてはまると考えられている。第二則は下記のものである。

第二則(1) 句頭に「イ」があり、その次にくる音節の、
頭音が(j)か(m)、又は尾母音が(i)のとき、

(2) 句頭に「ウ」があり、その次にくる音節の、
頭音が(w)、(m)のとき、

これは、佐竹昭広氏(「万葉集短歌字余考」「文学」十四巻五号 一九四六年五月)によって提示され、それに毛利氏が用例を補充したものである。この法則があるため、「例外的とまでは言えない」と述べた。しかし、第二則は用例数が少なく、山口佳紀氏(「万葉集」における「非単独母音性の字余り句」について)「万葉」百八十六号 二〇〇四年三月)は改訓による解決を試みられ、改訓されなかつた例については「同一母音の音節の連続」で説明できるとされて、「第二則を立てる必要はない」と述べられた。このとき、第二則(2)に該当する例として当該歌以外に「柜

柁越尔」(巻十二・三〇九六)、「怜何國曾」(巻一・二)をあ

げられ、前者を「クヘゴシニ」と改訓、後者を「ウマシキクニソ」と七音句に訓むべきとされて、当該歌のみ字余りのまま残された。ただし、後者の長歌末尾は現行の訓に従えば「怜

何國曾 蜻嶋 八間跡能國者」と非定型になり、旧訓は「怜何」を「オモシロキ」と訓んで五・七(八字)・七の定型句にして

いる。元々、第二則(2)の例としては確例とは言えないのである。また、本稿で「結句以外の七音句では、句中に単独

母音を含んでもなお字余りを生じない例のほうが多」と述べたが、鶴久・森山隆編「万葉集」(桜楓社)を用いた毛利氏の調査(「万葉集に於ける単語連続と単語結合体」「万葉」百号 一九七九

年四月)によると、結句を除く七音句の「句中に、単独母音が含まれていて、字余りになるものと、ならないものとの全用例数」は、下記の通りである。

字余り 字余りなし

短歌第二句 一三三三例 (27.2%) 六二〇例 (72.8%)

短歌第四句 一八七例 (25.0%) 五六一例 (75.0%)

長歌七音句 一五六例 (24.3%) 四八七例 (75.7%)

結句以外の七音句では、句中に単独母音が含まれていてもなお、字余りを起こさないことのほうが一般的だということだ

ある。

(4) 歌句引用中の傍線、囲い文字等はすべて私による。以下、すべて同じ。

(5) 注(3)で述べたように、結句以外の七音句では、句中に単独母音を含んでも字余りを起こさないことのほうが圧倒的に多い。「助詞」に「単独母音」の例だけを取り出しても、一般には字余りを生じない(前掲毛利氏論文)。しかし、「都久之尔伊多里弓」(巻十・四四一九)などのように、(一)と同母音が続く場合に字余りを見ることがあるという。「海邊尔安左里為」(巻十九・四二二)はその一例と言える。「海邊尔安左里為」(巻六・九五四)のみ、毛利氏の説では合理的に説明できないが、この一例のために字余りの法則第二則を立てることはいっそう合理的でない。

(6) 紀州本巻十一以降は仙覚文永三年本系と言われるが、他の仙覚本と異なり、当該歌を含む三首でいずれも「ウナヒ」と訓んでいる。これは紀州本の成立に関わる問題であり、本稿の目的からは逸れるため、ここでは論じない。

(7) 「時代別国語大辞典 上代編」による。

(8) 調査の範囲は短歌のみとした。また、調査は「新編国歌大観 CD-ROM 版 Ver. 2」及び「新編私家集大成 CD-ROM

版」によって行った。後世の和歌の引用もこれによった。

(9) 享和本には「瀆 夫文反。」とある。また、「説文解字」には「瀆 水厓也。从水。貢聲。」、「篆隸万象名義」には「瀆 扶文反、涌泉也。」、「廣韻」には「瀆 水際也。又水名。」(上平声・文韻)とある。

(10) 引用は日本古典文学大系によった。以下も「古事記」「日本書紀」「風土記」の引用はすべてこれによる。

(11) 「汀」については新編日本古典文学全集の頭注に「汀」は水の平らかなこと(説文)であるが、「文選」巻二十五、謝靈運「登臨海嶠初發」強中「作、与、從弟惠連」見「羊何」共和之の「汀曲舟已隱」の李善注に「文字集略曰、汀、水際平也」とあるように、平らかな水際の意。和訓としてハマ(浜)の訓注を与えたもの。」とある。なお、「楚辭」卷二「九歌第二」(湘夫人)に「搴汀洲兮杜若」とあるのに対し、王逸注に「汀、平也。」と言う。「篆隸万象名義」にも「汀 勅丁反、平也。」とあるが、「大廣益會玉篇」には「汀 他丁切、水際平沙也。洲也。」、「廣韻」には「汀 水際平沙也。他丁切。」(下平声・青韻)とあり、「説文解字注」には「李善引文字集略云。水際平沙也。」とある。「沙」、つまり砂地であるという説明は、後に加えられたものである可能性もある。

(12) 「涯」については、「篆隸万象名義」には「涯 宜佳反、浚也。」とある。「大廣益會玉篇」には「涯 五佳切、水際也。」「廣韻」には「涯 水畔也。又五佳切。」(上平声・支韻)、「涯 水際。」(同・佳韻)とある。

(13) 卷第七「楞伽阿跋多羅寶經」(高麗藏本)の「海濱」、卷第二十二「瑜伽師地論」(宮内庁書陵部藏本)の「河濱」の各項目に見える。なお、「說文解字」に「崖 高邊也。」とあり、「篆隸万象名義」にも「崖 牛佳反、高邊也。」とある。

(14) 注(12)にあげたように「濱」を説明する「涯」は「水際」「水畔」などと説明されるが、「畔」は「邊」を説明する字でもある。なお、「廣韻」には「濱 水際。」(上平声・真韻)、「際 邊也、畔也、會也。」(去声・祭韻)とあり、「邊 畔也、又邊、陲也、近也、厓也、方也。」(下平声・先韻)とある。

[附記] 本稿は、平成二十六年科学研費助成事業(学術研究助成基金助成金)若手研究B(24720096)による成果である。

(おおいし まゆか／日本学術振興会特別研究員)